

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第45号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年1月17日 14時00分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市吉海港 <small>わたまきいそ</small> 棉巻磯灯標から真方位123°450m付近 （概位 北緯34°09.5′ 東経133°02.0′）	
事故等調査の経過	平成23年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 <small>はやとも</small> 早鞆丸、297トン 137022、馬越海運有限会社 B バージ ようこう、3,250トン積み 不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷機プロペラ先端部を曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、空船のB船を押し、船首約2.02m、船尾約4.82mの喫水で吉海港の岸壁に接近中、平成23年1月17日14時00分ごろ浅所に乗り揚げたが、すぐに自力離礁した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3.5m/s 海象：潮汐 ほぼ低潮時、海上 平穏	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近に浚渫した水路があることを知っていた。 本事故発生場所付近には、以前、灯浮標が設置されていたが、その後、撤去されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押し、吉海港において、浚渫した水路に沿って着岸岸壁に向けて接近する際、船長が浚渫した水路から外れて航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押し、吉海港において、浚渫した水路に沿って着岸岸壁に向けて接近する際、船長が浚渫した水路から外れて航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	